

町・県民税特別徴収の納期の特例について

制度の概要

町・県民税の特別徴収を行っている事業所等は、原則として毎月、徴収した税額を翌月の10日までに納めることとなっています。

しかし、**従業員が常時10人未満**の事業所等は、町長の承認を受けることにより、特別徴収税額を**年2回に分けて納入**することができます。

納期の特例を受けた場合の納入期限

①6月分～11月分 → 12月10日までに納入

②12月分～翌年5月分 → 6月10日までに納入

※納期限が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。

申請手続き

納期の特例を受けるためには、申請をして町長の承認を受ける必要があります。**「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」に必要事項を記入の上、上市町財務課へ提出してください。**

審査後、結果を通知します。

留意事項

承認後、従業員が常時10人以上となった等、特例の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出をしてください。

〔提出先・お問い合わせ〕

上市町財務課 課税1班

〒930-0393

富山県中新川郡上市町法音寺1番地

電話番号:076-472-1111(内線137)